

【審査意見書の概要】

1. 審査日

- ・ 令和8年6月30日（火）

2. 審査方法

- ・ 町議会議員10名（以下「議員」という。）及び町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）が提出した資産報告書について、佐々町政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき審査をした。

3. 審査結果

- ・ 議員及び町長等が提出した資産報告書について、条例第5条及び規則第3条に規定する事項が記入されていると認める。

4. 審査意見

- ・ 今回提出された議員及び町長等の資産報告書については、特に指摘すべき事項がないと認める。
- ・ なお、以下の意見を申し添える。
 - ① 佐々町政治倫理条例が改正され、当座預金、普通預金及び普通貯金が資産の対象外になっていることについて、これまでどおり資産の対象にするか、預金額が一定額以上は審査の対象にした方がよい。
 - ② 借入金等の金額について、書類を用いて確認することが望ましい。